

# 第1号 近江八幡市庁舎整備工事のご説明

## 近隣の皆様方へ

この度、現 近江八幡市役所敷地におきまして、第1号近江八幡市庁舎整備工事を施工することとなりました。本工事にあたりまして、安全・環境面に最大限の配慮をして施工にあたる所存でございます。何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## ■ 工事概要

建築主	近江八幡市
基本設計・監理者	滋賀県建築設計監理事業協同組合
実施設計・施工者	岐建・西村・手島特定建設工事共同企業体 代表者 岐建株式会社 滋賀支店
工事名称	第1号 近江八幡市庁舎整備工事
計画場所	近江八幡市桜宮町236
延床面積	庁舎 9,098.94㎡ 付属棟 324.74㎡
構造規模	庁舎棟鉄骨造4階建、付属棟鉄骨造
工期	2024年3月～2026年12月

## ■ 工事中の遵守事項

### 1. 休日・作業時間

- ・日曜日は、原則休工日とします。
- ・作業時間は、原則として 8:15～18:00とし、前後30分は準備・片付け時間とさせていただきます。但し、以下の作業については、上記時間外に作業を行う場合がありますのでご承知をお願いします。
  - (1) 作業員の通勤車両の入退場
  - (2) 長尺、重量物の材料搬入等で警察及び監督官庁からの指導がある場合
  - (3) 振動・騒音を伴わない軽微な作業（翌日の段取り、墨出し、内装工事等）
  - (4) 緊急を要する作業（台風対策、災害の復旧対策等）
  - (5) 中断できないコンクリート打設作業や、資材が道路事情により作業時間内に到着できない場合及びコンクリート打設後の床コンクリート押え工事

### 2. 安全対策

- ・近隣の皆様の安全を最優先して施工します。
- ・工事車輛の運行にあたっては、交通誘導員を付近見取り図に記載しておりますとおり適宜配置し、一般通行者及び通行車輛などの妨げにならないようにします。
- ・全作業員に対して当日の安全作業指示とともに、近隣の皆様にご迷惑をお掛けすることの無いよう毎日の朝礼時等で指導いたします。

### 3. 環境対策

- ・公害防止条例等を遵守するとともに、工法や機械の選定に留意し、工事の騒音・振動の防止に努めます。
- ・工事場内は整理整頓に努め、また適時周辺道路の清掃を行い、環境保全に努めます。
- ・ほごりの防止対策として適宜、散水を行います。

### 4. 近隣建物等の保全

- ・皆様の所有される建物等の保全のため、家屋調査や立会をお願いすることがありますのでご協力をお願い致します。

連絡先 岐建(株)滋賀支店（岐建・西村・手島 J V）

近江八幡庁舎整備工事作業所 所長 安藤 輝雄

（連絡）近江八幡庁舎整備工事作業所

T E L : (0748-34-1172)

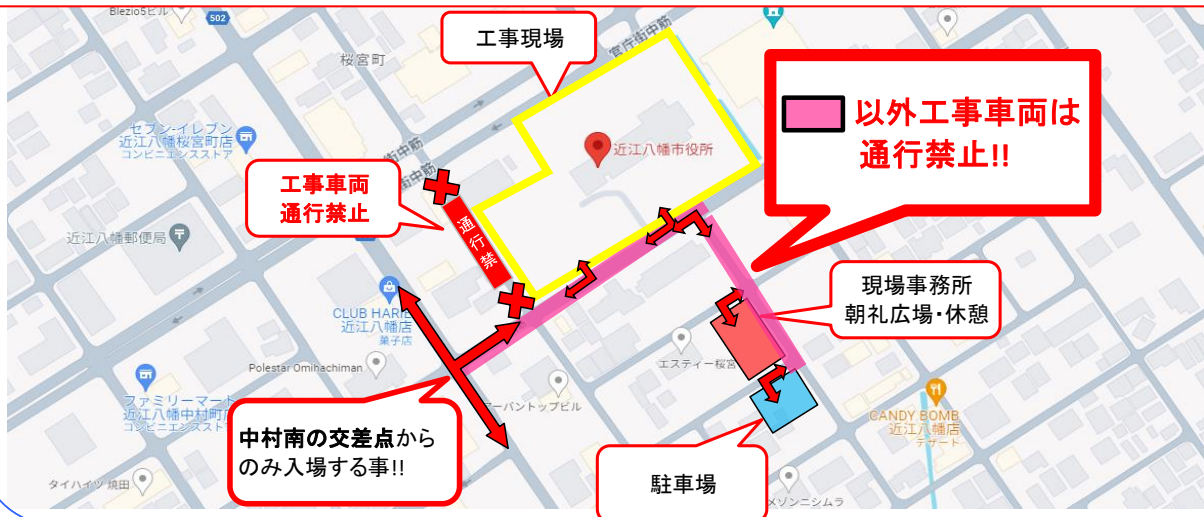
## 近江八幡市庁舎整備工事 工事車両の出入り

※周辺をご利用される市民の皆さんに配慮し、安全を心掛けて工事を進めるために  
工事車両に自主制限をかけて工事を行います。

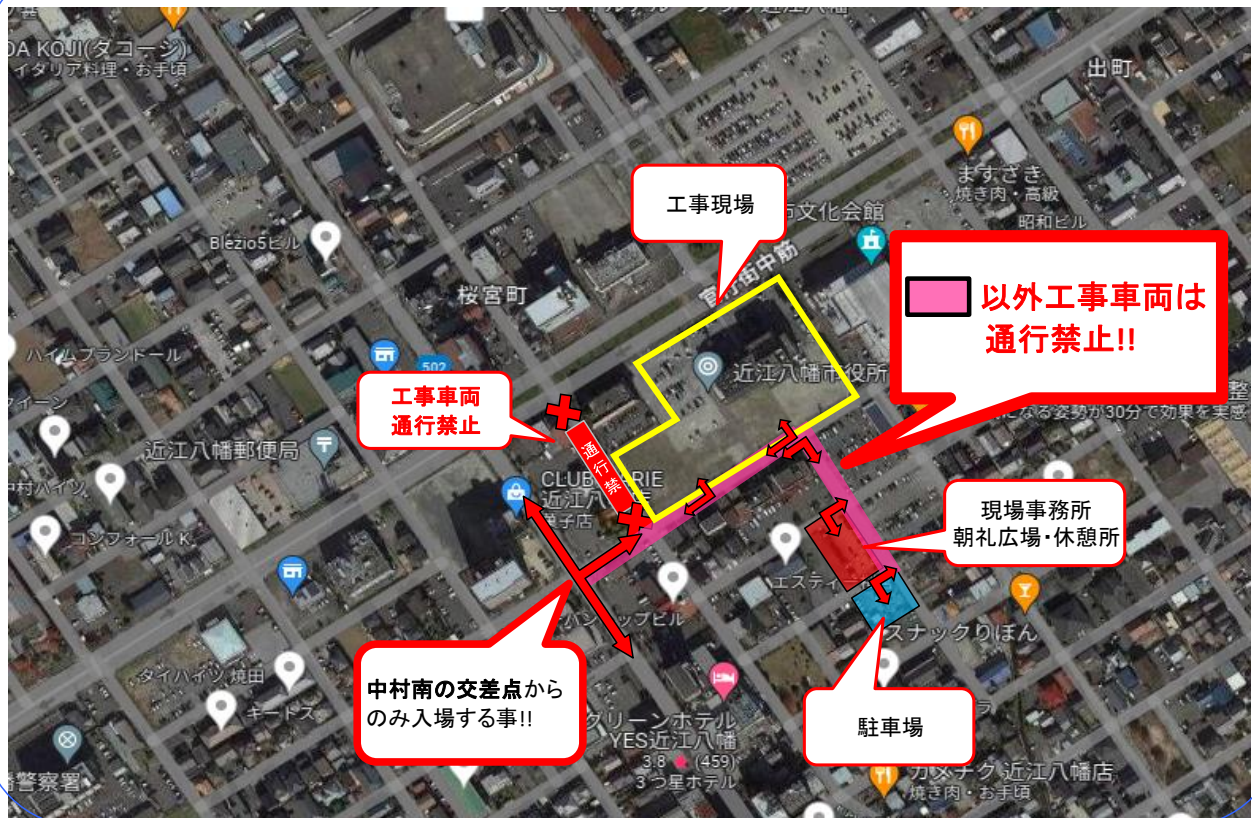
現場住所：滋賀県近江八幡市桜宮町236



**※7:30~8:00車両入場禁止!!(通勤車両・搬入車両共)  
現場周辺道路、交通ルール順守・第三者優先**



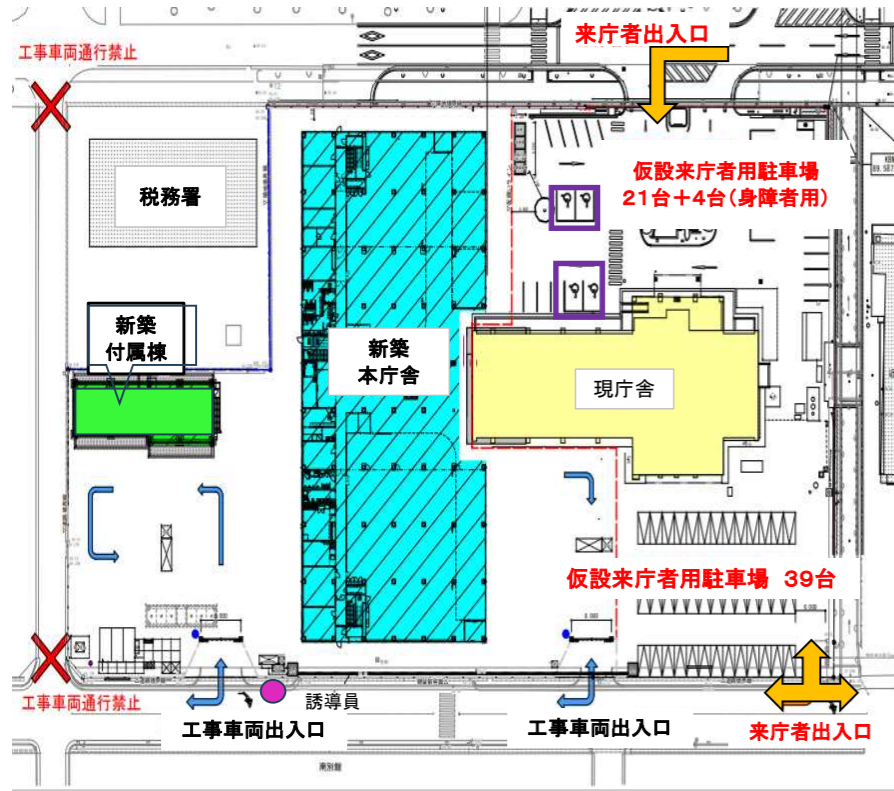
現場見取り図(航空写真)



# ○施工計画・庁舎ご利用関係図

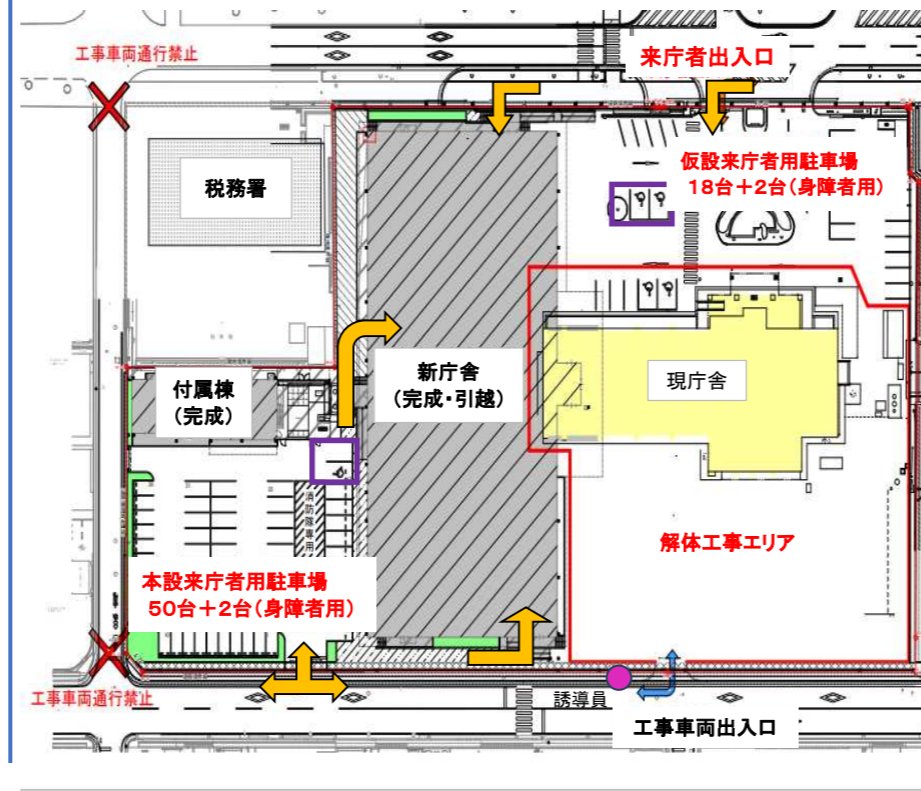
## ステップ1

### 1期工事 南西外構工事



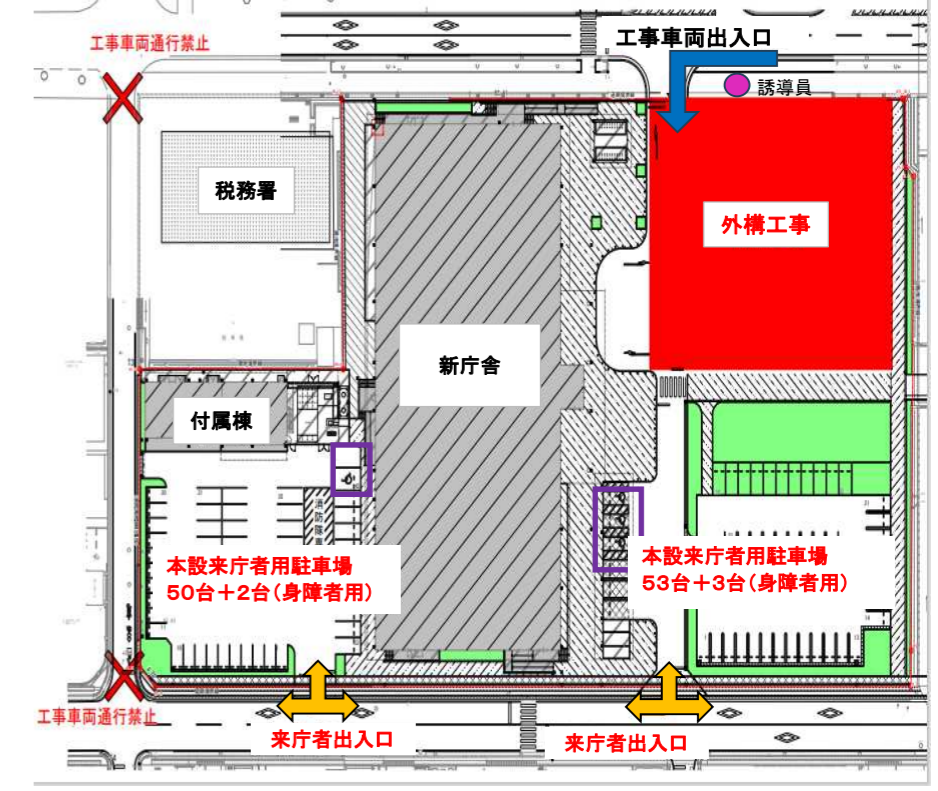
## ステップ2・3

### 引越し・解体工事



## ステップ4

### 北東外構工事



来庁者 出入口	北	変更	南東			
	南東	変更	南西			
来庁者 駐車場	北 仮設駐車場 21台+4台 (身障者用) 程度	⇒	北 仮設駐車場 18台+2台 (身障者用) 程度	⇒	変更	南東 来庁者用駐車場 53台+3台 (身障者用) 程度
	南東 仮設駐車場 39台 程度	⇒	変更	南西 来庁者用駐車場 50台+2台 (身障者用) 程度	⇒	南西 来庁者用駐車場 50台+2台 (身障者用) 程度
工事エリア 出入口	南中	⇒	変更	北		
	南西	⇒				

# 概略工程表及び通行車両（予定）

設計施工 岐建・西村・手島特定建設工事共同体 代表者 岐建株式会社 滋賀支店

